

第46号議案

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年10月2日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第一号

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び幼稚園（以下）を「、幼稚園及び幼稚園型認定こども園（次条において）に改める。

第五条の二中「学校」を「小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）」に改める。

第六条、第六条の三、第六条の四及び第六条の五第一項中「学校」を「小中学校」に改める。

第六条の六第一項中「学校」を「小中学校」に改め、同条第二項中「小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）」を「小中学校」に改める。

第九条第一項中「当該学校」を「当該小中学校」に改め、同条第二項中「当該学校」を「当該小学校」に改める。

第十二条の三第二項第一号中「学校」を「小中学校」に改める。

「第三章 幼稚園」を「第三章 幼稚園及び幼稚園型認定こども園」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（園長の職務）

第二十七条の二 法第二十七条第四項に規定する園長の職務は、おおむね次のとおりとする。

一 幼稚園教育の管理、所属職員の管理、施設の管理（別に定める場合を除く。）及び事務の管理に関すること。

二 所属職員の職務上及び身分上の監督に関すること。

三 前各号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。

2 幼稚園型認定こども園の園長の職務は、前項に規定するもののほか、教育及び保育、子育て支援事業その他  
の幼稚園型認定こども園の事業の管理に関するものとする。

3 園長は、所属職員に園務を分掌させることができる。

第二十八条第一項中「幼稚園」の下に「及び幼稚園型認定こども園」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(教育課程等の届出)

第二十八条の二 幼稚園の園長は、翌年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年三月末日まで  
に、委員会に届け出なければならない。

一 教育目標

二 指導の重点

三 教育日数及び教育時数

四 園行事

2 幼稚園型認定こども園の園長は、翌年度において実施する教育課程及び保育の内容について、次の事項を毎  
年三月末日までに、委員会に届け出なければならない。

一 教育及び保育の目標

二 指導の重点

三 教育日数及び教育時数

四 園行事

第二十九条の次に次の一条を加える。

(指導要録及び抄本等)

第二十九条の二 施行規則第二十四条に規定する指導要録及び抄本の様式、並びに認定こども園こども要録及び

抄本の様式は、委員会が別に定める。

2 施行規則第二十四条に規定する指導要録の抄本及び写しの送付、並びに認定こども園こども要録の抄本及び写しの送付は、幼児の進学又は転園後三十日以内にしなければならない。

第三十条中「第五条」を「第四条」に、「から第十五条まで」を「、第十四条」に改め、「第二十条、」を削り、「幼稚園」の下に「及び幼稚園型認定こども園」を加え、「、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」とと削る。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 幼稚園型認定こども園の教育課程等の届出その他の準備については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区立学校の管理運営に関する規則 昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号 <u>令和六年 月文京区教育委員会規則第 号</u></p> <p>第一章 総則 (趣旨) 第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条の規定により、文京区立小学校、中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園（次条において「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二章 小学校及び中学校 第二条の二～第五条（略） (統括校長) 第五条の二 小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に、委員会が別に定める基準に基づき、特に重要なかつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる。 (副校長) 第六条 小中学校に副校長を置く。 2～6（略） 第六条の二（略） (主幹教諭)</p>	<p>○文京区立学校の管理運営に関する規則 昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号</p> <p>第一章 総則 (趣旨) 第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条の規定により、文京区立小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二章 小学校及び中学校 第二条の二～第五条（略） (統括校長) 第五条の二 学校に、委員会が別に定める基準に基づき、特に重要なかつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる。 (副校長) 第六条 学校に副校長を置く。 2～6（略） 第六条の二（略） (主幹教諭)</p>

第六条の三 小中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。

2～5 (略)

6. 小中学校の事情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

7 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

(指導教諭)

第六条の四 小中学校に指導教諭を置くことができる。

2 (略)

(栄養教諭)

第六条の五 小中学校に、栄養教諭を置くことができる。

2 (略)

(主任教諭等)

第六条の六 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 小中学校 に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

3 (略)

(主任)

第七条・第八条 (略)

第九条 第七条第一項及び第三項に規定する主任は、当該小中学校の主任教諭又は教諭（保健主任については、主任養護教諭又は養護教諭を含む。）の中か

第六条の三 学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。

2～5 (略)

6. 学校の事情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

7 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

(指導教諭)

第六条の四 学校に指導教諭を置くことができる。

2 (略)

(栄養教諭)

第六条の五 学校に、栄養教諭を置くことができる。

2 (略)

(主任教諭等)

第六条の六 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

3 (略)

(主任)

第七条・第八条 (略)

第九条 第七条第一項及び第三項に規定する主任は、当該学校の主任教諭又は教諭（保健主任については、主任養護教諭又は養護教諭を含む。）の中か

ら、校長の具申により、委員会が命ずる。ただし、特別の事情があるときは、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。

2 第七条第二項に規定する研究主任は、当該小学校の指導教諭、主任教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。

3 (略)

第十条～第十二条の二 (略)

(職員会議)

第十二条の三 (略)

2 職員会議は、次の各号に掲げる事項のうち、校長が必要があると認めたものを取り扱う。

一 校長が小中学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

二・三 (略)

3・4 (略)

第十二条の四～第二十五条 (略)

### 第三章 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

(学期)

第二十六条・第二十七条 (略)

(園長の職務)

第二十七条の二 法第二十七条第四項に規定する園長の職務は、おおむね次のとおりとする。

一 幼稚園教育の管理、所属職員の管理、施設の管理（別に定める場合を除く。）及び事務の管理に関すること。

二 所属職員の職務上及び身分上の監督に関すること。

三 前各号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。

ら、校長の具申により、委員会が命ずる。ただし、特別の事情があるときは、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。

2 第七条第二項に規定する研究主任は、当該学校の指導教諭、主任教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。

3 (略)

第十条～第十二条の二 (略)

(職員会議)

第十二条の三 (略)

2 職員会議は、次の各号に掲げる事項のうち、校長が必要があると認めたものを取り扱う。

一 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

二・三 (略)

3・4 (略)

第十二条の四～第二十五条 (略)

### 第三章 幼稚園

(学期)

第二十六条・第二十七条 (略)

(新設)

2 幼稚園型認定こども園の園長の職務は、前項に規定するもののほか、教育及び保育、子育て支援事業その他の幼稚園型認定こども園の事業の管理に関するものとする。

3 園長は、所属職員に園務を分掌させることができる。

(園長代理)

第二十八条 副園長の置かれていない幼稚園及び幼稚園型認定こども園にあっては、園長に事故があるとき又は園長が欠けたときは、委員会は、園長代理を命ずるものとする。

2 (略)

(教育課程等の届出)

第二十八条の二 幼稚園の園長は、翌年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年三月末日までに、委員会に届け出なければならない。

一 教育目標

二 指導の重点

三 教育日数及び教育時数

四 園行事

2 幼稚園型認定こども園の園長は、翌年度において実施する教育課程及び保育の内容について、次の事項を毎年三月末日までに、委員会に届け出なければならない。

一 教育及び保育の目標

二 指導の重点

三 教育日数及び教育時数

四 園行事

第二十九条 (略)

(指導要録及び抄本等)

(園長代理)

第二十八条 副園長の置かれていない幼稚園にあっては、園長に事故があるとき又は園長が欠けたときは、委員会は、園長代理を命ずるものとする。

2 (略)

(新設)

第二十九条 (略)

第二十九条の二 施行規則第二十四条に規定する指導要録及び抄本の様式並びに認定こども園こども要録及び抄本の様式は、委員会が別に定める。

2 施行規則第二十四条に規定する指導要録の抄本及び写しの送付並びに認定こども園こども要録の抄本及び写しの送付は、幼児の進学又は転園後三十日以内にしなければならない。

(準用)

第三十条 第三条第二項から第四条まで、第六条、第六条の六（第三項を除く。）、第十二条の二から第十二条の四まで、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、\_\_\_\_\_第二十一条及び第二十五条（第一項第九号を除く。）の規定は、幼稚園及び幼稚園型認定こども園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と\_\_\_\_\_読み替え、第六条第一項中「置く」とあるのは「置くことができる」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雜則

第三十一条（略）

#### 付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 幼稚園型認定こども園の教育課程等の届出その他の準備については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(新設)

(準用)

第三十条 第三条第二項から第五条まで、第六条、第六条の六（第三項を除く。）、第十二条の二から第十二条の四まで、第十三条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十五条（第一項第九号を除く。）の規定は、幼稚園\_\_\_\_\_に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と読み替え、第六条第一項中「置く」とあるのは「置くことができる」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雜則

第三十一条（略）